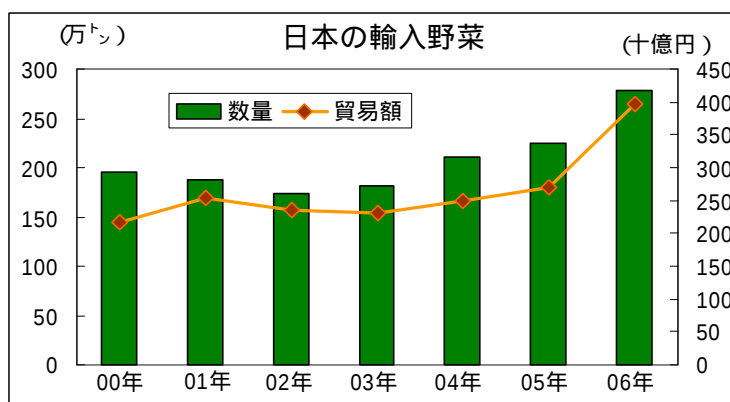


輸入農産物の動向 / 2006

～ ポジティブリスト制度の影響は？ CHNAGAP導入へ

昨年1年間の農畜産物の輸入状況が、1月30日財務省の貿易統計(速報値)で明らかになった。野菜や果物、牛肉は過去最高の輸入量で、もはや日本の食卓は輸入農畜産物抜きでは考えられない事態になっている。昨年5月29日施行されたポジティブリスト制度以降とりわけ、これまで鮮度や安全性で互角以上に戦えると思っていた野菜の輸入量が、278万トンに上った。今後の野菜生産・販売のあり方を根本的に見直す必要に迫られそうだ。内生鮮野菜の輸入量だけ

は、91万8500トンとなり前年比14%減少した。円安の影響で輸入価格が高くなり、8月以降中国からの食品農産物額が前年を上回るほど回復基調にある。消費低迷という国内事情や豊富な品揃えという日本量販店や輸入業者の商品政策を考えると、よほど価格的に魅力が失われない限り輸入は続くと見るべきである。農水省の食料品消費モニター調査では、「価格など場合によっては外国産を買う」が全体の37%を占め、特に若い世代の20代では、これが53%と5割を超えている。調査は原産地表示をきちっと行っていることを前提に質問しており、価格が安ければ外国産を購入する層は決して少なくないのである。スーパーが最近、国産と輸入品を並列販売するのも、こうした消費者層の存在を背景にした商品戦略の表れだろう。国産農産物生産者は、「食と農の連携」を意識した新たな発想が求められる。



め、特に若い世代の20代では、これが53%と5割を超えている。調査は原産地表示をきちっと行っていることを前提に質問しており、価格が安ければ外国産を購入する層は決して少なくないのである。スーパーが最近、国産と輸入品を並列販売するのも、こうした消費者層の存在を背景にした商品戦略の表れだろう。国産農産物生産者は、「食と農の連携」を意識した新たな発想が求められる。

中国農産物の動向、官民一体の対応

昨年5月29日から食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度が実施され、すべての残留化学薬品について規定を設けた。それによって規制対象薬品が増え、規制基準が一段と厳しくなり検査項目も倍増した。日本がポジティブリスト制度を実施したことから、6月の中国の対日農産物輸出額は5億6900万ドルで、前年同月より18%も減少した。

1月25日日本生物環境工業学会の第17回SHITAシンポジウムの中国農業大学教授 韓東海氏の報告に

GAP元年の夜明け (その2)

編集局 GAPは国際的な拡がりをしているわけですね。昨年5月の残留農薬のポジティブ・リスト制度導入で輸入農産物の検査体制が強化され中国からの輸入が減少したと聞いておりますが、チャイナGAPがユーレップGAPと同等性を持つと廉価で安全な農産物が輸入されることになりますね。日本の農産物も中国などのアジア諸国で評価されていると報道されています。安全で美味しい農産物の輸出には日本でのGAPの早期立上げが必要となりますね。ところで、複数の大手スーパーは、独自のGAPで作られた農産物を売場に出していると聞いております。JGAPと何が違うのですか？

社長 農水省は一昨年あたりからGAPの普及を白書にも謳い普及に努めてきており、九州・中部・東北のある地域では県ベースでの導入が始まっておりますが、まだ試験段階です。一方、量販店間の熾烈

(次ページ下段へ続く)

中国では、2005年末から2006年3月に亘って商務部と国家質量監督検験検疫総局が関連企業6300社に対し、生産調整と適切な農薬の使用法について指導を実施している。また、中国当局は業界・関係者向けの講習会を開催するなど、官民一体の取り組みを実施している。これまでに講習会は山東省や福建省など全国8ヶ所で開かれ、1600社以上が参加したとのことである。さらに、国家認証認可監督管理委員会と国家標準委員会は2006年8月19日、全国の品質検査機関に対し、適正農業規範（GAP）のテストセンターを設置するよう求めている。この措置は、日本の『ポジティブリスト制度』への対応策になると思われる。日本もますますJGAPの導入が急がれる。

(前ページ下段より続く)

	G A P	有機(農産物)JAS	特別栽培米	エコファーマー
目 的	食品の安全性確保、環境負荷低減等の観点から、適正な農業の取組を普及	消費者の信頼を確保する為、有機農産物の生産基準を定め、基準に合致したものに表示を行う	消費者の信頼を確保する為、農薬・化学肥料を削減した農産物に関する任意のガイドラインを定め、表示を行うこと	持続性の高い農業生産方式の導入
生産現場での取組	全ての作業について、作業、資材の使用・管理・処分等の適正な方法を自主的に設定、実践・記録・点検・改善	有機農産物の生産基準に基づき生産管理。生産基準は ・農薬を使用しない ・化学肥料を使用しない ・遺伝子組替え農産物を使用しない	農業者が定めた削減割合等に基づき生産	特定の作業(土作り・施肥、防除)において、規定されている環境負荷低減技術を導入
取組内容(例) 病害虫防除	以下のような事項について適正な方法を条件に応じて設定・実践・改善 ・予察情報の把握・分析 ・関係法令・基準の遵守 ・使用量・方法等の記録 ・風向・風速の確認 ・在庫記録・保管・処分 ・防除機の管理・清掃等	種まき又は植え付け前2年以上、禁止された農薬を使用していない。栽培期間中も禁止された農薬は使用しない	化学農薬及び化学肥料(窒素成分)の使用量を地域の慣行より5割以上減らす	有害植物を機械的方法により駆除
認証等を行う機関	JGAP協会等の推進団体と契約した民間機関	国が定めた民間登録認定機関	なし	農業者の取組計画について都道府県が認定
査察等の実施方法	設定の考え方、作業方法等を聞き取り、改善を助言	JAS規格に沿って生産しているか否かを確認、違反は取締り	なし	実施しない (都道府県知事は認定農業者に対し認定状況の報告を求めることができる)
表 示	販売者による表示は不可	JAS規格に適合したものは表示(有機 JASマーク)可	ガイドラインに沿って表示	表示に関する規定は無しなお生産団体の定めるマークを自主的に添付することは可能)

(前ページより続く)

編集局 高い志をもっている農業生産者の負担を減らすために J G A P への統一が求められているわけですね。今年 4 月の正式認証が待ち遠しいです。ところで、スーパーへ行きますと有機(農産物) J A S、特別栽培米、などの表示の農産物がありますし、エコファーマーによる農産物などがあり、これに J G A P が加わると消費者は困惑するのではと気になります。これらの違いは何ですか。

社長 まず有機(農産物) J A S、特別栽培米との違いは、消費者の信頼を確保するためのものには違いは有りませんが、G A P が「適正な農業への取組み(姿勢)」を言っているのに対し、後者は出来た農産物への表示に関する規定となっております。エコファーマーは持続性の高い農業を目標とし環境負荷の少ない技術の導入を都道府県が独自に求めています。最大の違いの一つは G A P が肥料・農薬など資材の投入量の規制をしていないのに対し、有機(農産物) J A S では農薬・肥料の使用禁止し、特別栽培米やエコファーマーでは削減量を規定していることです。但し、G A P も環境への配慮を基本方針の大きな柱としており、法律の定める範囲内での適正な使用を求めています。もう一つの大きな違いは、J G A P はあくまで民間主導であることです。この J G A P では国際的な権威をもつ認証を行なうわけですので、認証を受けた圃場は基本的に毎年認証更新を行なうことが求められています。この説明でも分かり難いと思いますので、樽の図を見て下さい(前 263 号 1 頁下ご参照)。農作業に伴うリスク管理項目が樽側面の穴で表示してあります。この穴が詰まっている状態では、安全度を表している樽の水位が下がりますが、穴が開くと水位つまり安全性が低くなります。G A P の実践でこの樽の安全水位を保つのが G A P 普及の根幹で、エコファーマー、特別栽培米は水面に浮かぶ船のようなものです。

編集局 おおよその枠組みは分かりましたが、政府を始め G A P 関係者がもっと分かりやすく消費者に説明した方がいいですね。また、G A P の農業生産現場の導入は農業従事者に新たなコスト負担を強いることになりますが、どのようなメリットがあるのですか。

社長 新農政で求められているのは、農業経営の導入です。農業従事者にとってのメリットは G A P を実践することで経営感覚が自然に身についてくると言われている点です。委託販売制度が縮小する傾向にあり、農業従事者は自ら出来た農産物の販売する努力も求められています。この観点でも、農業従事者は胸を張って農産物の安全性を集荷業者に言える事と、農作業の質の向上をしている農業従事者として大型契約栽培の話が持ち込まれる可能性が高まることかと思います。

編集局 日本の農業が G A P 導入で元気になるといいですね。ところで、社長が年頭の挨拶で農産物流通の変革で J G A P の重要性が増すと話されていますが、その関係を説明して下さい。

社長 食品流通の世界も激動時期を迎えようとしております。人口減少、少子高齢化社会に日本は突入しましたが、量で迫る時代から質で集客を図る時代に食品業界も変革を余儀なくされております。この変革に即応して既にマスコミで報道されているように大手スーパーの統合などが今年中に予定されておりますが、このような横連携ばかりでなく農業参入も視野にいた縦連携がすでに起き始めております。また、数年後に予定されている卸売市場の手数料の自由化で農産物の産直取引が急速に増え、5 年後には卸売市場経由の青果物の流通比率が現在の 70% から 40% に急減すると観測する専門家もいるくらいです。青果物の取引規模は約 5 兆円ですから 1.5 兆円規模の農産物が市場外流通に移ることになります。一方、農水省は今年から始まる新農政で農業の担い手集中を政策の根幹においておりますが、農業規模の拡大、農業のプロ化、特区を利用した民間企業の農業参入も加速してくることは間違いなくと思います。このような動きは結果的に大型契約栽培促進と量は少なくとも旬の作物への追求になってくるでしょう。この新しい形態での特徴は、フードサプライチェーンにおける安心・安全のプラットフォーム整備と「美味しさ」の確実な提供となります。J G A P を推進するには、生産、販売、流通からの参加者がそれぞれの立場を理解・共有しながら進めることが必要だと思います。そのような形態をとった運営がなされる予定です。農産物の安全性を担保する方策として J G A P が一番相応しいとの市場評価が得られる可能性が高いと思います。(次号・その 3 へ続く)

今年の異常気象による暖冬で、湯島天神の梅も既に 2 分咲き、早咲きの梅は満開になっています。2/8 ~ 3/8 まで梅祭りが開催されています。お近くへお越しの際は当社と合わせて是非お立ち寄り下さい。

編集局長：吉野友隆 アシスタント：助川尚子

電話：03-5802-2011/E-mail：journal@mcagri.co.jp URL <http://www.mcagri.jp>